

岐阜県公報

第 百 十 八 号
令和 二 年 七 月 七 日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課) 三七五^{ペイジ}

告 示

○土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 三七九

○土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 三八〇

○都市計画ごみ焼却場事業の認可

(都市政策課) 三八〇

公安委員会告示

○地域交通安全活動推進委員の委嘱

(交通企画課) 三八一

規 則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十一号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則（昭和四十六年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表一の項第一号中

ベルト A	一本	別に定める期間	別に定める職員を除く。
-------	----	---------	-------------

を

ベルト A	一本	別に定める期間	別に定める職員を除く。
防災用安全靴	一足	別に定める期間	別に定める職員を除く。

に

改め、同項第二号中

ベルト B	一本	別に定める期間	
安全靴	一足	別に定める期間	

を

改め、同表七の項第一号中			改め、同表五の項第一号中			改め、同表三の項中			改め、同表八の項中		
作業服（上・下） 夏用・冬用各一着			安全靴			防寒服			ベルトB		
三年			三年			三年			一本		
三年			三年			三年			別に定める期間		
を			に			を			に		

改め、同表六十の項第一号中			改め、同表九の項第一号中「又は安全靴」を削り、同表十一の項第一号中			改め、同表八の項中		
長靴			長靴又は安全靴			作業服（上・下） 夏用・冬用各一着		
一足			一足			一着		
三年			三年			三年		
を			に			を		

改め、同表六十の項第一号中			改め、同表九の項第一号中「又は安全靴」を削り、同表十一の項第一号中			改め、同表八の項中		
安全靴			長靴			作業服（上・下） 夏用・冬用各一着		
一足			一足			一着		
三年			三年			三年		
を			に			を		

改め、同表六十の項第一号中			改め、同表九の項第一号中「又は安全靴」を削り、同表十一の項第一号中			改め、同表八の項中		
安全靴			長靴			作業服（上・下） 夏用・冬用各一着		
一足			一足			一着		
三年			三年			三年		
を			に			を		

改め、同項を同表五十七の項とし、同表中五十五の項を五十六の項とし、五十四の項を五十五の項とし、同表五十三の項第一号中		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全靴	一足	三年
担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。		
に		
を		
長靴	一足	三年
安全靴	一足	三年
登山靴	一足	二年
地下足袋	一足	二年
所属長が必要と認める数		
複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。		
長靴を貸与する職員を除く。		
に		
を		
長靴又は安全		

改め、同項を同表五十三の項とし、同表中五十一の項を五十二の項とし、四十四の項から五十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四十三の項第一号中			
長靴	一足	三年	
長靴	一足	二年	畜産に関する業務を担当する職員に限る。
長靴又は安全靴	一足	二年	担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする（畜産に関する業務を担当する職員を除く。）。
を			

改め、同項を同表五十三の項とし、同表中五十一の項を五十二の項とし、四十四の項から五十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四十三の項第一号中			
長靴	一足	三年	複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。
登山靴	一足	二年	
地下足袋	一足	二年	
安全靴	一足	二年	畜産に関する業務を担当する職員及び長靴を貸与する職員を除く。
長靴	所属長が必要と認める数	二年	複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。
に			

改め、同項第四号中			
長靴	一足	三年	
を			

改め、同項を同表四十一の項とし、同表中三十九の項を四十の項とし、二十九の項から三十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十八の項第二号中			
長靴	一足	三年	複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。
長靴又は安全靴	一足	三年	担当ごとに長靴又は安全靴のいずれかとする。
を			

改め、同項を同表四十四の項とし、同表中四十二の項を四十三の項とし、四十一の項を四十二の項とし、同表四十の項第一号中			
長靴	一足	三年	複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。
登山靴	一足	二年	
地下足袋	一足	二年	
安全靴	一足	三年	長靴を貸与する職員を除く。
長靴	所属長が必要と認める数	三年	複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。
に			

改め、同項を同表四十四の項とし、同表中四十二の項を四十三の項とし、四十一の項を四十二の項とし、同表四十の項第一号中			
防寒服	一着	三年	
防寒服	一着	三年	
腰部保護ベルト	一本	二年	
防寒服	一着	三年	
を			

改め、同項を同表四十四の項とし、同表中四十二の項を四十三の項とし、四十一の項を四十二の項とし、同表四十の項第一号中			
長靴	一足	三年	複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。
登山靴	一足	二年	
地下足袋	一足	二年	
安全靴	一足	三年	長靴を貸与する職員を除く。
長靴	所属長が必要と認める数	三年	複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。
に			

改め、同項中			
3 振興防災課の職員で総合庁舎の保守及	作業服（上・下）	夏用・冬用各一着	二年
を			

改め、同項を同表五十三の項とし、同表中五十一の項を五十二の項とし、四十四の項から五十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四十三の項第一号中

改め、同項を同表四十四の項とし、同表中四十二の項を四十三の項とし、四十一の項を四十二の項とし、同表四十の項第一号中

改め、同項を同表四十一の項とし、同表中三十九の項を四十の項とし、二十九の項から三十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十八の項第二号中

び管理業務に従事するもの

改め、同項を同表二十九の項とし、同表中二十七の項を二十八の項とし、二十一の項から二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十の項第一号中

4 社会福祉主事

作業服（上・下）

夏用・冬用各一着

二年

改め、同項を同表二十九の項とし、同表中二十七の項を二十八の項とし、二十一の項から二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

作業服（上・下）

一着

三年

長靴

所属長が必要と認める数

二年

複数貸与する場合は、異なる仕様のものとする。

登山靴

一足

二年

地下足袋

一足

二年

改め、同項を同表二十一の項とし、同表十九の項第一号中

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
文殊1	本県市文殊	次図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
山県北野5	岐阜市山県北野	次図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

栗野西10	岐阜市栗野西	次図のとおり	急傾斜地の崩壊
洞1	岐阜市洞	次図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野東1	岐阜市日野東	次図のとおり	急傾斜地の崩壊
文殊1	岐阜市西秋沢	次図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
文殊1	本県市文殊	次図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画「こみ焼却場事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称

各務原市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業 第一号 各務原市ごみ焼却場

三 事業施行期間

令和二年七月七日から

令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 なし

使用の部分 なし

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

令和二年七月七日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
加茂警察署 管轄区域	長村 隆司	加茂郡坂祝町勝山	令和 二・ 六・ 一

令和二年七月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社